

令和2年度 第1回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会議事録

- 開催日時 令和2年6月29日(月) 14時00分～14時59分
- 開催場所 門真市文化会館 1階ホール
- 出席者
 - (委員) 西村委員長、富田副委員長、寺田委員、玉木委員、木村委員
 - (事務局) まちづくり部次長 小野 義幸
 - 地域整備課長 長光 俊幸
 - 地域整備課参事 山下 康弘
 - 地域整備課長補佐 本村 貴行
 - 地域整備課主査 宮前 亘志
- 内 容 開会、委員・事務局職員紹介
委員長・副委員長選出、会議の公開・非公開決定、会議録公開方法の決定募集要項・審査評価基準等説明と検討、選定委員会の進め方、スケジュールの説明、第2回選定委員会について
- 傍聴定員 ー (非公開のため)
- 担当部署 まちづくり部 地域整備課 公共交通グループ
- 会議録

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今より第1回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日は、委員5名中5名がご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。 上から順番に確認をお願いします。 まず議事次第でございます。</p> <p>次に資料1、委員名簿でございます。</p> <p>次に資料2、門真市有料自転車駐車場指定管理者募集要項(案)</p> <p>次に資料3、募集要項様式集</p> <p>次に資料4、自転車駐車場管理業務【仕様書】</p> <p>次に資料5、電磁ロック式サイクルラック【仕様書】</p> <p>次に資料6、門真市有料自転車駐車場管理等業務処理要領</p> <p>次に資料7、審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)</p> <p>次に資料8、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則</p> <p>次に資料9、門真市情報公開条例(抜粋)</p> <p>次に資料10、選定の日程案</p> <p>次に資料11、第1次審査評価基準表(案)</p> <p>次に資料12、第1次審査評価個表(案)</p> <p>次に資料13、意見表(書面開催の場合に使用)</p>
-----	---

次に資料 14、選定方法及び採点について（案）

次に資料 15、第 2 次審査評価基準表（案）

次に資料 16、第 2 次審査評価個表（案）

次に資料 17、第 2 回選定委員会予定表（案）

資料に不足等はございませんでしょうか。

まず始めに、選定委員皆様のご紹介をさせていただきます。

学識経験を有するものとしたしまして「近畿大学理工学部 社会環境工学科教授 工学博士 富田 安夫様でございます。専門的な知識を有するものとしたしまして「公認会計士 西村 智子様」でございます。同じく専門的な知識を有するものとしたしまして「弁護士 寺田 明日香様」でございます。同じく専門的な知識を有するものとしたしまして「門真市交通安全協会 専務理事の 玉木 節一様」でございます。最後に、本市の職員としたしまして「まちづくり部長 木村 克郎」でございます。

続きまして、事務局の職員をご紹介させていただきます。

まちづくり部 次長 小野でございます。

まちづくり部 地域整備課長 長光でございます。

まちづくり部 地域整備課参事 山下でございます。

まちづくり部 地域整備課主査 宮前でございます。

最後に、本日の司会進行をさせていただきます地域整備課 課長補佐 本村でございます。皆様どうぞよろしく願いいたします。初めに事務局を代表いたしまして、まちづくり部次長小野より、一言ご挨拶申し上げます。

ただいまご紹介いただきました、門真市まちづくり部次長の小野でございます。

門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平素は、本市行政各般に渡り、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当初予定をしておりました第 1 回選定委員会の日程変更をさせていただくなど、委員の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

そのような中にもかかわらず、選定委員の委嘱に際し、快くお引き受けいただきましたこと、また、本日の本委員会にご出席いただきましたことに対しましてお礼申し上げます。

さて、今回公募させていただきます施設につきましては、京阪沿線の門真市駅から萱島駅の各駅前にて、本市が公益財団法人自転車駐車場整備センターより施設譲渡を受けました自転車駐車場 6 施設と駐輪事業者が大阪メトロ門真南駅前ロータリーに設置しておりました電磁ロック式サイクルラックの管理

	<p>運営を行う運びとなりましたことから、令和3年度の供用開始に向け、指定管理者を公募し選定するものでございます。</p> <p>本委員会は、指定管理者の候補者選定にあたり、透明性と公平性を確保するため設置させていただき、応募団体から提出されました申請書類などを委員のみなさまにご審査いただき、候補者となる団体を選定していただくものでございます。</p> <p>各委員におかれましては、重責を担っていただく事となりますが、本施設の管理者にふさわしい団体を選定いただきますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは案件に移りたいと思います。</p> <p>案件1、「委員長、副委員長の選出」につきまして、資料8「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」の第9条第2項をご覧ください。ここに、委員長及び副委員長は互選により定めると規定されていますことから、委員の皆様により互選いただきたく存じますが皆様いかがでしょうか。</p>
委員	<p>私から1つ提案ですけども、委員長には、前回副委員長を務められた公認会計士の西村委員を推薦します。また副委員長に、学識経験者でおられる近畿大学理工学部 社会環境工学科教授 工学博士の富田委員を推薦します。</p>
事務局	<p>ただいま委員長に西村委員、副委員長に富田委員を、とのご推薦がありましたがいかがでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
事務局	<p>異議がないようですので、委員長に西村委員、副委員長に富田委員と決定させていただきたいと思います。それでは恐れ入りますが委員長席及び副委員長席にそれぞれ移動いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長から就任に当たりまして一言、御挨拶をお願いします。</p>
委員長	<p>誠に僭越ではございますが、委員長をおおせつかりました、西村でございます。指定管理者の候補者選定にあたり、富田副委員長と共に重責を果たしてまいりたいと存じます。本日は募集要項等の確認及び決定ということですので、皆様には、積極的なご発言とともに円滑な議事運営にご協力いただき進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、就任に際してのご挨拶といたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは案件2に入っていきたいと思います。</p> <p>まず、会議の公開・非公開の決定に移りたいと思います。この件につきまして事務局より説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>ご説明させていただきます。本市におきましては、お手元の資料7「審議会等の会議の公開に関する指針」(抜粋)第3条において、「審議会等の会議は公</p>

	<p>開するものとしておりますが、本委員会の会議につきましては、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当にそこなわれる恐れがあること、また申請団体のアイデアなどが公開されることにより、申請団体に不利益を及ぼす恐れがあることから、非公開とすることが適当と考えております。</p> <p>このことについて、ご検討をお願いします。</p>
委員長	<p>事務局から、この会議を非公開にしたいということで提案がございました。委員の皆様いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>それでは本委員会の会議については、非公開として進めていきたいと思えます。続きまして案件3、会議録の作成方法について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明させていただきます。本委員会の会議録につきましては、資料7「審議会等の公開に関する指針」（抜粋）第8条第2項に基づき、各回の会議終了後2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた議事の要旨を公表するとともに、候補者が決定された後、第1回から第3回の会議録を併せて公表いたします。また、会議録の作成につきましては、資料9「門真市情報公開条例」（抜粋）の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。以上でございます。</p>
委員長	<p>事務局より会議録公開の作成、並びに公開についての提案がありましたが、ご意見ございますか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>異議無しということですので、それでは、本委員会の会議録は全文筆記とし、公開は事務局案のとおりに行いたいと思えます。次に案件4、募集要項・審査評価基準等の説明について、事務局よりお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>募集要項及び審査評価基準等についてご説明します。</p> <p>お手元の資料2「門真市有料自転車駐車場指定管理者募集要項（案）」の3ページをご覧ください。</p> <p>まず、今回の「募集の趣旨」につきましては、有料自転車駐車場の設置目的である自転車等を利用する市民の利便の向上、及び自転車等の放置を防止し、駐車秩序の確立を図ることを効果的・効率的に達成するとともに、質の高い行政サービスの提供や建物等の維持管理を行うため指定管理者を募集いたします。</p> <p>次に、指定管理予定の施設の概要をご説明いたします。今回公募いたします施設は合計7施設となり、各駐車場の場所につきましては、27ページから29ページの位置図をご覧ください。</p> <p>まず京阪門真市駅周辺には「門真市駅北自転車駐車場」、「門真市駅南第2自転車駐車場」及び「門真市駅南第3自転車駐車場」の3施設ございまして、第2と第3自転車駐車場位置は隣接するため一体の施設とお考えください。北自転車駐車場につきましては、門真市駅の北側に位置し、中央環状線の京阪電車</p>

を跨ぐ橋梁の下に位置し、門真市駅周辺の3施設のなかで一番規模が大きく2階建ての施設となり、1,309台駐車できる施設となります。

第2自転車駐車場につきましては、門真市駅の南側に位置し、平面式の駐車場となり、設備は古いものの2段式サイクルラックが設置されており、自転車専用の駐車場で552台の駐車が可能施設となります。

また隣接する第3駐車場については建物はなく、雨除けのサイクルポートのみ設置され、大部分をコインポスト式により無人で管理しており、駐車台数は少ないものの普通又は大型自動二輪車が駐車できる唯一の施設となります。駐車台数は全体で221台駐車できる施設となります。次に古川橋駅自転車駐車場につきましては、京阪電車の高架下に位置し、駐車のための建物や設備は無く、自転車を平置きで641台駐車できる施設となります。

次に大和田駅西自転車駐車場につきましても同じく、京阪電車の高架下に位置し、駐輪については2階建ての建物があり1,336台駐車できる施設となります。

次に萱島駅西自転車駐車場も大和田駅と同様の施設となり、1,161台駐車できる施設となっております。

最後に、門真南駅機械式自転車駐車場につきましては、本市が機械式自転車ラックの設置事業者を公募し、選定された民間の事業者が機械式自転車駐車場の管理運営を現在も行ってありますが、事業者との間に決めました、施設の設置期間5年を経過いたしましたことから、今回、本市の指定管理施設として管理運営を行う施設といたしました。現在111台の電磁ロック式ラックを設置しております。

また、今回の公募に際し指定管理者が新たな電磁ロック式サイクルラックの設備を設置し、指定期間終了後は本市へ設備を帰属することを条件とし提案いただくこととしております。

いずれの施設につきましても、放置自転車対策のため設置された施設となり、駅周辺の公共交通利用者に対する利便性も良い施設となります。

受付時間につきましては、門真南駅の機械式自転車駐車場以外は、平日は午前6時30分から午後8時まで、休日は午前7時から午後1時までとなっております。

業務の詳細につきましては、業務仕様書をご参照いただきますようお願いいたします。

これら7箇所の駐車場につきましては、今回の選定により本市が初めて管理運営を行う施設となり、指定管理の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間を予定しております。

次に、審査評価基準等につきましてご説明いたします。

資料2の募集要項13ページの「10 指定管理者候補者の選定」をご覧ください。審査には公平性、透明性を高めるため本選定委員会を設置し、書類審査による第1次審査及びプレゼンテーション審査による第2次審査を行った上、それらの総合的な評価により候補者を選定します。

まず1次審査では、自転車駐車を管理運営する上での経営基盤等の基礎的な部分について評価選定いただき、2次審査では、自主事業やサービスの向上など、民間の豊かな実績と経験を活かした創意工夫ある提案について評価をいただきたいと考えております。

このことにつきましては、前回、平成30年度に行いました、指定管理者選定の際と同じ考え方となっております。

1次審査についてご説明いたします。資料11の「第1次審査評価基準表」をご覧ください。こちらは「門真市公の施設にかかる指定管理者の指定の手續等に関する条例」第4条第1項の選定基準に基づき、施設の設置目的などを勘案しての評価項目や配点となっております。また、「審査評価基準表」と資料12の「審査評価個表」の左端の申請書対象項目の数字に関しましては、資料3「募集要項の様式集」にあります、団体から提出される様式第5号「施設事業計画書」の評価対象となる4番目の「平等利用の確保について」から8番目の「その他管理運営に際して必要な事項」までの、5項目の番号と一致させておりますので、評価の際にご活用いただければと存じます。

資料11の区分【エ】の「指定管理料の額」につきましては、申請団体の応募価格を比較評価するため、資料14の「選定方法及び採点について(案)」の4ページにあります算出方法を用い、事務局で事前に記入したいと考えております。

次に、区分【キ】の「職員の雇用確保の方策と労働条件」に関しましては、専門的な知識を有する委員の評価を全員の個表に転記させていただきたいと考えております。

次に、区分【ケ】「類似施設の管理運営に関する実績」につきましては、申請者が示した類似施設の駐車収容台数が、今回、本市の管理する駐車収容台数5,331台に比べ、どの程度であるか、資料14の「選定方法及び採点について(案)」の4ページの、(2)区分【ケ】にあります算出方法を用いまして算出し事務局で事前に記入したいと考えます。

次に、評価項目のうち、区分【コ】の「申請団体の経営状況」に関しましては、専門的な知識を有する委員の評価を、全委員の個表に転記させていただきたいと考えております。

次に、審査結果の記入につきましては、資料12「第1次審査評価個表」に評価項目ごとに5段階評価を表すABCDEに配点しております点数に○を記入していただきますようお願いいたします。

また、1次審査において委員全員が同じ評価項目においてEの(0点)として評価した場合は失格とします。

ABCDEの評価については、資料14の「選定方法及び採点について」の2ページ目の上段にあります、評価の目安の表のとおりでございます。評価A～Eの5段階に対し、倍率を設けておりますので、その倍率×各評価項目の配点数を乗じたものが得点となります。

1次審査に関しましては、各委員1名280点満点×委員数となり、5名の委

	<p>員で1,400点満点と考えております。</p> <p>2次審査に関しましては、委員1人120点満点×委員数となり、5名の委員で600点満点と考えております。</p> <p>次に、第2次審査についてご説明いたします。</p> <p>資料15の「第2次審査評価基準表(案)」をご覧ください。こちらは資料2の「募集要項」14ページから15ページにございます、評価項目の配点の数字にマークをしている箇所となり、2次審査において、評価をする項目としております。</p> <p>審査につきましては、10分間のプレゼンテーションと、資料15の「第2次審査評価基準表(案)」にございます評価の視点について各委員から質問していただき、民間の豊かな実績と経験を活かした創意工夫ある提案に対して評価を行って頂きたいと考えております。</p> <p>最後に、最終的な総合評価といたしまして、1次審査得点と2次審査得点を合計し、5名の委員で2,000点が満点となります。</p> <p>また、前回の公募では1次・2次の審査項目は事前に団体にお知らせしておりませんでした、今回は当初から公表することで、各項目の全体に対する評価の割合を明確にしたいと考えております。</p> <p>以上、本日は募集要項等の各資料につきまして、事務局で原案を作成しましたものを、委員の皆様方にご審議いただき、そのご意見を反映したものを公募書類として決定をいたしたいと思っております。</p> <p>また、ご検討いただく項目のなかで重要なものとして、評価項目に対する配点や採点の方法、また評価基準表などにつきまして、ご審議をお願いしたいと考えております。</p> <p>以上の事務局案について、ご審議をよろしく申し上げます。以上で、募集要項等の説明を終わります。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいま、募集要項及び審査評価基準等に関する説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>募集要項14ページの配点に網かけしてあるところは2次審査で、それ以外のところは1次審査でと言うことと、それと今回は1次2次審査の項目を事前に団体へお知らせすることで、各項目に対する評価の割合を明確にすることが前回と違うと、それと1次審査で上位3団体を決めて、選ばれた3団体が2次審査に行けると言うことでよろしいですね。</p> <p>それと指定管理料の額の評価が140点で400分の140点と非常にたくさん配点があるんですけど、ただここが高いだけではダメで、一つの項目で全委員が0点を付けられた団体さんがいましたら、その時点で失格と言うことで、無茶苦茶な資料を作ったら失格になる恐れがあるというセーフティーネットを張っているという判断でよろしいですかね。</p> <p>配点につきまして何かご意見ございませんでしょうか。同じような提案があった場合、説明しやすいのは指定管理料の金額が門真市さんにとって有利であるというのが、皆さんに納得してもらいやすいということで、高い140点を付け</p>

	<p>ておられるのは、非常に理解ができると思います。</p> <p>ただ我々せっかく委員にさせていただいて、これだけで決めるのも委員の必要がないわけでもあ、それ以外のところも結構配点されていて、管理料の評価が1番であっても結果がひっくり返ることもあり得るということですね。</p>
事務局	<p>配点のところについて事務局から補足をさせていただきます。</p> <p>前回との募集内容との大きな違いとして、指定管理料の配点が1次審査の50%で少し大きくなっています。存じのとおり、本来、指定管理制度は金額だけでなく民間のノウハウを発揮させることを目的としており、前回の募集で提案を募ったところ、カップの販売をされたり、ベビーカーの貸出をされたり、思い付かない提案があり一定の効果はありました。ただし自転車駐車場の施設の性質上、今以上の新たな提案はあまり期待できない中で、現在、門真南駅で指定管理をしている施設に2,300万円の経費が掛かっていますが、この業務に通常2名体制で、定期券の販売時期は1名増員し対応している。</p> <p>これに対して今回の管理規模は現在の3.2倍で自転車が5,300台程になりますが、単純に管理料に換算しますと年間7,500万程の経費が掛かってくる計算になります。今回の公募の提案額が今後の指定管理料の基準として固定されていくのかと思いますので、今回の公募については、少し思い切って指定管理料を抑えていく方向に舵を切っていこうという思いです。</p> <p>また、近隣市の状況ではお隣の守口市、大阪市では指定管理料の評価を本市と同じ50%として募集された実績がございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>あと専門的な知識を有する委員の評価が必要である項目につきまして、職員の雇用の確保の方策と労働条件というところでは、お願いしたいというご意見ですが、委員よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>よろしいですか。</p> <p>前回の時にもお話しさせていただいたかと思いますが、どのような観点で何をチェックすることを想定されていますか。</p> <p>公の施設としてふさわしい労働条件であることとは、おそらく労働条件に違法性があるかのチェックではなく、そのような最低限のチェックは既に終わっているものとして、私の主観が入ってしまいますが、あくまで公の施設としてふさわしい団体を選定するという観点からABCDEで評価させていただいてよろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>チェックをどのレベルでしなければいけないのか、必要最低限レベルなのか。</p>
委員	<p>必要最低限の意味ですけれども、就業規則などは既にチェックが入っているもので、改めてチェックする必要はないと思っておりますがそれでよろしいでしょうか。</p> <p>細かいところの違法かどうかのリーガルチェックが必要なのではないでしょうか。仮にそうだとすれば、非常に細かいチェックになりますが、提出されるべき資料</p>

	<p>が有るか無いかは、もちろんチェックさせていただきますが、例えば、細かい数字までチェックすることを求められているのでしょうか。</p>
事務局	<p>このことにつきまして即答ができませんので、チェック項目については整理をさせていただきたいと思います。</p>
委員	<p>最終的な評価としてABCDEで評価をするので、細かなチェックをしても結局ABCDEでしかないのかなと思っておりまして、資料が提出されたときに、だいたいこの辺りが標準的かなというのは分かると思いますので、それは決して最低限が標準的と言っているのではなくて5社あれば5社の標準はここなのかなと言うところは分かると思いますので、それを目安にしてそれより優れているか、少し足りないかなと言う形でチェックをすると私は認識しているのですが。</p>
事務局	<p>評価いただく項目でEの評価をいただくと、その時点で全委員がE評価となって失格になるところがございまして、前回の2年前の委員会でもそのお話はあったかと思いますが、お一人の委員さんの評価を全委員の評価にあてはめますとE評価になってしまいますと。前回の時にも仰っておられたかと思いますが、公の施設で違法行為があってははいけませんので、これまでの過去の指定管理の中でも例えば最低賃金が守られていないとか、労働時間に違法性があるとか、本来払わなければいけない超勤手当が払われていないであるとか、そういった部分で違法性が有るか無いかと言ったところです。ただ細かいところの直近1ヶ月分の賃金台帳などの提出物について、提出要件を満たしているかは事務局で確認させていただきますので、就業規則の必要条項が整っているかなどをチェックいただくことになるかと思えます。</p> <p>あと評価の比較の部分につきましては、提出された資料のなかで真ん中を作って優れている、劣っているとなると、Eの部分とAの部分が出てくるかと思えますので、基本的には委員ご自身の中で、ある一定の部分で線を引いていただいた上でABCDEの評価を比較論でない形で評価いただければと思います。</p>
委員	<p>評価の基準のところは、自分の中で標準を決めればよいと、それはお任せいただけると。</p>
事務局	<p>それで結構です。</p>
委員	<p>就業規則の必要条項が全部入っているかどうかと言うチェックをすると、相当大変ですが、それは他で依頼はできないですかね、それは私の仕事になりますか。</p> <p>また、そもそも論として、意味が有るか無いかの話をさせていただきますと、今後こうしますと言うことなので、最低賃金なども今後募集する労働条件についてのチェックになる訳ですよ、過去の他の従業員さんにいくら払っているかなどは関係ないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>過去の実績は別の項目で出ているので、それはチェックできるのでいいと思います。</p>
委員	<p>実績の方ではなくて今後こう言う条件で募集しますよと、それがどうかと言</p>

	う評価になるのですよね。
事務局	はいそうです。 2年前の議事録をお持ちしていませんが、2年前にもご議論させていただいたと思いますので確認させていただきます。
委員	事務局と調整していただいてまとめてもらい、次の会議のときにその内容を説明していただいたらどうでしょうかね。
委員	要はですね、細かいところまでチェックすることにどれだけの意味があるのかと聞いていまして、それより大きなところで、どのようにフォローされるのか、人員をどのように管理されるのか、それが公の施設としてふさわしいか、と言う大きな視点で見たいなと思っているんですね。重箱の隅をつつくようなことをしても、10点の範囲での話ですし分かりにくいのかなと思っているのです。もちろん最低賃金などに反して応募をしていけば、その時点でアウトでしょうけれども、そうでなければ細かい規則のところを論じてすることは意味がないのではと私は思っているのですが。どうですかね他の委員さん
委員長	どうですかね何かご意見ありますでしょうか。 なかなか難しいかなと。この件につきまして、事務局と委員とで打合せいただいて、次の会議の時に他委員へご説明いただき承認を得ると言うことにさせていただきます。よろしいですか。
各委員	異議なし
委員長	では、そうさせていただきます。 では、あと事務局で指定管理料の金額であったり、類似施設の管理件数であったりについては機械的な点数の付け方になりますので、事務局にお願いすると言うことで、皆さんよろしいですか。
委員	計算式については議論した方がいいのではないのでしょうか。
委員長	何かご意見ありますでしょうか。
事務局	事務局から補足ですけれども、指定管理の額の配点方法は見ての通りでございしますが、最低価格から提案額がどれだけ離れていくかに応じて点数が変わっていく考え方です。 今回、設備機器を導入していただきますので、如何に材料費や設備の金額を抑えていくかと言うところで、点数が違ってくると言うところです。
委員長	募集要項及び評価項目や配点について、何かご意見ございませんでしょうか。
委員	確認ですが、事前に公表するのは評価項目だけで配点は公表しないということでしょうか。
事務局	配点につきましても公表いたします。 前回の公募の際には1次、2次で何を評価するかは申ししておりませんでした。今回は事前に公表いたします。今ご覧いただいております募集要項をそのまま公表いたします。
委員長	その他何かご意見ございませんでしょうか。

	<p>では、委員にお願いする事項以外につきましては、本日いただきましたご意見を反映し、門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者募集要項としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
委員長	<p>それでは、本日の決定できなかった内容については、本日のご意見を踏まえ、委員長一任でお任せいただくことにつきましてご了承いただけますでしょうか。</p>
各委員	異議なし
事務局	<p>それでは、委員のご意見については、事務局の方で整理いたしましたものを、次回の会議のときにご報告いたします。</p>
委員長	<p>次に案件5、今後の選定委員会の進め方及びスケジュールについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料10の門真市有料自転車駐車場指定管理者選定委員会日程(案)をご覧ください。</p> <p>本選定委員会の開催スケジュール及び指定管理者の公募から決定に至るまでのスケジュールをまとめております。委員の皆様方には募集要項及び審査基準等の検討を行っていただきました内容について、修正等を加えたのち、7月6日(月)に募集要項の配布及び門真市ホームページに要項を掲載いたします。また、7月6日(月)から7月22日(水)の期間に応募予定団体による現地自由見学を実施いたします。</p> <p>団体からの質問受付期間につきましても、7月6日(月)から22日(水)としており、質問を受け付け事務局にて回答を作成いたしますが、質問内容によりましては委員の皆様方に、ご意見をいただくこともあるかと思っておりますので、その際はどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>質問の回答につきましては、全てを取りまとめて8月7日(金)に、直接メールやFAX又はホームページにて発表する予定でございます。</p> <p>また各団体からの申請書の受け付け期間を8月11日(火)から8月19日(水)に予定しております。</p> <p>申請書は事務局で受け取りました後、委員の皆様方にすぐに配付をさせていただきます。</p> <p>その後、第2回選定委員会を9月2日に開催いたしまして、第1次審査(書類審査)を行っていただきたいと考えております。</p> <p>各委員におかれましては、次回、第1次審査の開催前に、おおよその評価を行っていただきまして、第1次審査の当日には、他委員の意見等を踏まえ、評価の修正等を行っていただき、最終的な評価をお願いいたしました後、書類審査の得点上位3団体を第1次審査の合格者として選定をいただきます。</p> <p>その後、10月1日に開催予定の第3回選定委員会におきまして、選定された3団体のプレゼンテーション及び委員からの質疑応答を実施し、第2次審査を行っていただいた後、第1次審査と第2次審査の評価得点を基に、指定管理者</p>

	<p>候補者を選定いただくための総合評価を行い、最終的に候補者を第2順位まで選定いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>その後、答申をいただき12月に開催予定の令和2年門真市議会第4回定例会に議決案件として上程し指定管理者を決定いたします。</p> <p>正式に決定した指定管理者と協定を締結するにあたり、業務内容の詳細について市と協議を行い、令和3年4月1日より、指定管理者による有料自転車駐車場管理業務の開始となります。</p> <p>また、最後にコロナウイルスにより再び自粛要請となった際に、委員会を书面開催する場合として、メールでの評価及び各委員とのご意見をやり取りさせていただき、おおよその期間を設定させていただいております。選定委員会の進め方、スケジュールについては以上でございます。</p>
委員長	ただいまの説明について何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。
委員長	それでは、最後に案件6、次回の第2回選定委員会の説明に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは最後に、次回、9月2日（水）午後2時より予定しております、第2回選定委員会についてご説明いたします。</p> <p>先ほど、募集要項・審査評価基準等の説明のところ、1次審査の評価方法について詳細をご説明させていただきましたので、説明は省略させていただきますが、次回の選定委員会では各団体より提出された、応募書類に対して、第1次審査として、書類審査を行っていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>資料11の審査評価基準表の（案）をご覧くださいと思います。少し重複する説明となりますが、こちらは次回、第1次審査の際に使用する審査評価基準表（案）となっており各評価項目に対する評価の視点、それに対する配点を一覧表にしております。</p> <p>採点の際には、右の欄にあります「評価の視点」を参考に評価をいただければと考えております。</p> <p>委員の皆様には各団体より提出された提案書に対して、資料12の第1次審査評価個表（案）の5段階評価を用いて採点を行っていただきます。</p> <p>その後、事務局の方で集計を行い、先ほども申し上げましたが、第1次審査での得点といたしましては、委員お1人当たり280点満点の設定をしており、全委員の合計点は5名で、1,400点満点となり、点数の合計点が高いもの順に並べまして、上位3団体を第2次審査の対象にいたしたいと考えております。</p> <p>なお、第1次審査（書類審査）の結果は審査通過団体に通知し、通過しなかった団体には、非選定通知を送付することといたします。次回、第2回選定委員会の説明は以上です。</p>
委員長	ただいまの説明に関しまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。
委員長	ないようですので、これをもちまして第1回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。